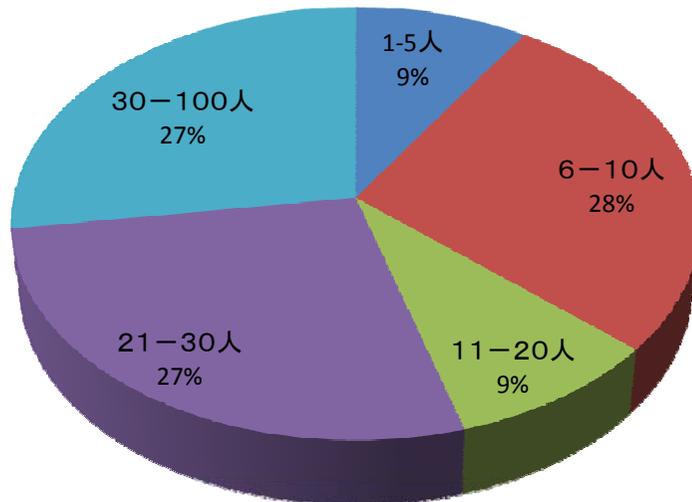
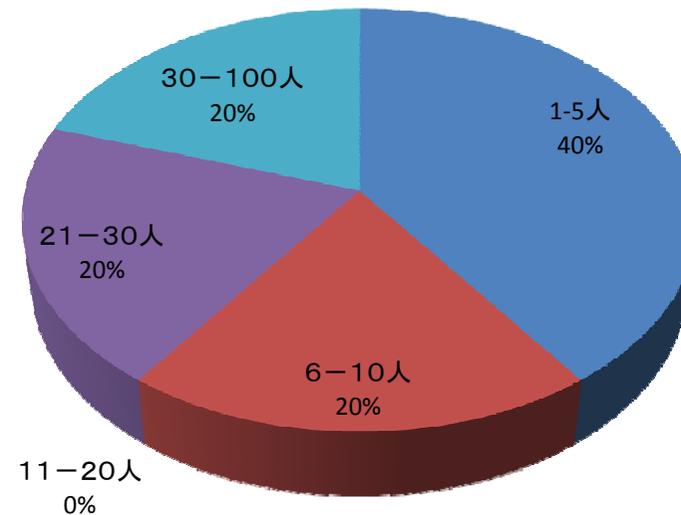


X. 国内部品販売の収益性 その2 ～部品収益と企業規模～

部品の収益30%増の会社規模



部品収益10%増の会社規模



- ①部品収益30%増の事業者は、n数において25社であり、それぞれ10人以下の事業者が12社、11人以上20人以下が5社、21人以上が8社であった。10%増の事業者の数はさらに平均化しており、国内部品において実績を上げている事業者は、規模によらずバラついていくことがわかる
- ②前頁までの分析と併せて考えると、自動車解体業者の適性は必ずしも規模によらないといえる

緊急アンケート

1. 御社の事業規模についてお尋ねします。

※役員を含む全従業員数(派遣、アルバイトを含む)をお答えください。

リサイクル法施行前	現 在
人	人

2. 御社の取り扱い台数の変化 (おおよその月間取り扱い台数をお答えください)

月間の解体台数	リサイクル法施行前	現 在
乗用車(軽自動車含む)	台	台
商用車・大型車等	台	台

※「商用車・大型車等」は2t以上の車両、「乗用車」は2t未満の車両とします。

3. 御社の車輛仕入先の状況をお伺いします。

仕入先	リサイクル法施行前	現 在
新車ディーラー	%	%
中古車ディーラー	%	%
整備・板金業者	%	%
オークション・入札会	%	%
一般ユーザー	%	%
その他	%	%
合 計	100%	100%

※「リサイクル法施工前」「現在」共に%の合計が100%となるよう記入してください。

4. オークションから仕入れる方のみお答えください

オークションから仕入れる車輛の平均車齢(初度登録からの経過年限)

※ 該当する回答1つに✓印を付けてください。

5年～7年未満	
7年～10年未満	
10年～13年未満	
13年以上	

5. 中古部品の販売状況についてお尋ねします。

リサイクル法施行前と現在の販売点数の変化で該当する回答に✓印を付けてください。

※「売上」ではなく、「販売点数・重量(マテリアルの場合)」の変化をお答えください。
 タイヤ(ゴム)やプラスチックを以前はお金を払って処分していたが、現在は販売している場合は、「30%以上増加」「10%以上増加」の欄に記入してください。

回答	30%以上増加	10%以上増加	横ばい	10%以上減少	30%以上減少
質問					
中古部品(国内)					
中古部品(輸出)					
鉄・スクラップ					
非鉄金属					
プラスチック					
タイヤ(ゴム)他					

※「中古部品(輸出)」には「丸車」も含まれます。

※ 非鉄金属は、アルミ、鉛、銅等の金属素材。スクラップエンジンは「鉄・スクラップ」

6. リサイクル法施行後のビジネス状況につき、該当する回答に✓印を付けてください。
 (※複数回答可。リサイクル法の施行が影響したと思われる個所にのみ✓印を付けてください。)

- 売れ筋の国内部品が生産できる(部品取りできる)車両の入庫が増えた。
- 売れ筋の国内部品が生産できる(部品取りできる)車両の入庫が減った。
- 車両の確保の為に担当者を増員した。
- 収益が増えた。
- 収益が減った。
- 手間が複雑になった。
- 透明性が増した。
- 車輛仕入れが困難になった。
- 車輛の仕入れが楽になった。
- 大手に有利になった。
- オークション会場が有利になった。
- リサイクル料金を不当に押し付けられることがある。
- 未預託のフロン・エアバッグを自社で負担することがある。
- その他の方は下記にご記入ください。

7. リサイクル法の施行後、引取業者からの要望で、十分な部品取りを行なう日数が取れずに、解体したことはありませんか? 該当する回答に✓印を付けてください。
 ある ない

8. 「ある」と回答した方のみお答えください。どのような場合に部品取りを行なう時間が取れませんか?
 重量税が残っている車の場合。
 重量税が残っている、いないに関わらず常に。
 その他

9. リサイクル法についての要望があればご記入ください。